

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和6年3月27日

水曜日

号外

目次

告示

○令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の指定

1

告示

富山県告示第149号

令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の指定について

令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の延長について（令和6年富山県告示第8号の2）において別に告示で定めることとされている期日のうち、富山県又は石川県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税の種別割、鉦区税及び県固定資産税に限り、その期限が令和6年1月1日から同年5月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

令和6年3月27日

富山県知事 新 田 八 朗
(税務課)

